

個人破産における免責判断

村上 寛
Hiroshi Murakami

PROFILEはこちら

1 破産免責の手続

個人破産の手続においては、破産手続の開始の申立てがある場合、免責許可の申立てもするのが通常である。免責制度は、破産手続による配当を受けることができなかつた債務について責任を免れさせることによって破産者の経済的再生を図る制度であり、積極的に不誠実な行為をした者でない限り、破産者の経済的再生を付与するために免責を与えるべきとの考え方が有力であり、破産管財人は、このような考え方に基づき免責調査を行い、免責不許可事由が存在する場合、裁判所に対してその旨の意見書を提出しており、東京地方裁判所民事第20部(破産再生部)においても、免責不許可事由に該当する事実があっても、その不誠実さの程度が著しい事例を除き、免責許可をしているのが通常である(破産・民事再生の実務・破産編(第4版)595頁)。

①破産者が代表者となっている会社が詐欺的行為を行っている場合、会社名義での詐欺的行為の被害者が破産者に対して主張する不法行為に基づく損害賠償請求権、②破産者が代表者となっている会社において架空取引、循環取引等に関連する不適切な会計処理が行われ、これらの会計処理が記載された会計書類の内容を信頼して融資を行った金融機関が不正会計処理により融資を実行させたことを理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権、③募集株式の発行に際し、不適切な会計処理が記載された会計帳簿を信頼して会社及び経営株主である代表者との間で投資家が投資契約を締結した場合、投資契約に基づく会計帳簿に関する表明保証違反を理由として投資家が主張する損害賠償請求権等、会社の詐欺的行為等に関連して代表者(破産者)に対して発生する損害賠償請求権について、代表者(破産者)

の破産手続において債権届出がなされることがある。

これらの破産債権者は、破産者の個人資産の回収を目的として債権届出をしているが、このような破産者は会社ないし個人資産を隠匿している蓋然性が高く、懲罰的な観点から、破産手続開始決定後の新得財産からの債権回収を望んでいる場合があるので、免責についても積極的に免責不許可の意見書を提出することが多いと考えられる。

このような事例においては、代表者(破産者)の行為と会社による詐欺行為との関連性の濃淡があるため、代表者(破産者)個人の免責不許可事由に該当するといえる事実があるかどうかの判断が難しい事例があり、破産管財人及び破産債権者として具体的にどのような意見を述べるか難しい事例がある。本稿では、「東京地裁破産再生部における近時の免責に関する判断の実情」(判例タイムズ1342号4頁。以下「免責判断の実情」という。)及び「東京地裁破産再生部における近時の免責に関する判断の実情(続)」(判例タイムズ1403号5頁。以下「免責判断の実情(続)」という。)で公表された事案等を参照しながら、破産者が代表者となっている会社の詐欺的行為が問題となっている事案において、破産管財人及び破産債権者として意見を述べる場合のポイントについて解説する。

2 免責不許可事由の検討

(1) 債権者を害する目的で行う不当な破産財団価値減少行為(破産法252条1項1号)

代表者(破産者)が会社名義の財産を隠匿する行為が代表者(破産者)の破産手続における免責不許可事由に該当するかが問題となるが、会社と代表者の関係は委任関係であり(会

社法330条)、代表者(破産者)が委任契約に基づき管理・占有している財産を隠匿したのであれば、受任者である代表者(破産者)自身の財産隠匿行為に該当する場合があると考えられる。

また、代表者(破産者)が多額の報酬を受領している場合、これらの報酬が会社法所定の手続を行わずに支払われているのであれば、会社は報酬相当額について損害賠償請求権を取得するので(会社法423条1項)、報酬相当額の現預金を隠匿したのであれば、破産財団価値減少行為に該当する余地があると考えられる。

免責判断の実情(続)は、会社従業員に対する現金交付を義務なき行為であるとして免責不許可とした事例(別表1番号3)、代表者(破産者)が会社に対して融資して回収不能としたことを免責不許可事由とした事例(同11)を紹介している。

(2) 非義務行為についての不当な偏頗弁済行為(破産法252条1項3号)

代表者(破産者)個人の義務と全く関係のない会社債務についての偏頗行為について免責不許可事由とするのは難しいと考えられるが、免責判断の実情(続)は、代表者(破産者)個人の債務について、会社の売掛金債権を債権者に譲渡し、回収金を弁済原資としたことを免責不許可事由とした事例(別表3番号16)を紹介している。

(3) 浪費又は賭博その他射幸行為による著しい財産減少行為(破産法252条1項4号)

浪費とは、破産者の地位、職業、収入及び財産状態に比して通常を超えた支出をすることとされているが(東京高裁平成16年2月9日判決参照)、会社が詐欺的行為により多大な収益をあげている事案では、代表者(破産者)に支払われている報酬も相当高額になっていることもあり、これらの報酬金額からすると代表者(破産者)の支出は必ずしも「財産状態に比して通常を超えた支出」とはいえない場合もあ

る。

このような場合、詐欺的行為により得られた収益を原資として支払われた報酬については、代表者(破産者)個人が詐欺的行為の被害者及び会社の破産管財人から損害賠償請求を受ける可能性等の事情を考慮して、「財産状態」の判断において会社から受領した報酬を考慮しないという主張も可能であると考えられる。実際の免責判断においても、①税金すら支払うことができない状況で、自らが代表者(破産者)を務めている複数の会社から14億8000万円の資金提供を受け、少なくとも1億1600万円以上を前妻、元妻その他の複数の女性に生活費、養育費名目で交付したことを免責不許可事由とした事例(免責判断の実情別表3番号38)、②会社の債務について連帯保証している代表者(破産者)については、会社の資金繰りが悪化した後も賭博行為を続けていたことを免責不許可事由とした事例(免責判断の実情(続)別表4番号21)、③会社の社債の連帯保証債務を負担していたが、高級服飾、宝飾品の購入、高級クラブでの飲食等により破産申立て前の約2年間で約8100万円を費消した事例(同32)のように、損害賠償債務、連帯保証債務等の代表者(破産者)の債務負担を考慮しているものがある。

その他の著しい財産減少行為の例としては、①破産者(代表者)が会社から横領等で取得した金員を浪費した事例(免責判断の実情別表3番号23及び免責判断の実情(続)別表4番号29)、②自ら経営する会社又は自己名義で顧客から集めた資金を外国為替証拠金取引等で費消した事例(免責判断の実情別表3番号34及び同40)、③代表者(破産者)である会社又は実質的に関与する会社を通じて複数の有限責任組合を立ち上げ、多数の投資家から多額の出資金を募ったが、出資金を契約通りに運用せず、横領して費消した事例(免責判断の実情(続)別表4番号27及び28)、④会社の決算書類を偽造し5億円の融資を受け、多額の損害賠償債務を負担した一方、不正融資金のうち、1億5469万円を回収可能性に問題のある事業者等に貸付け、9892万円を回収不能に

した事例(同31)が挙げられる。

(4) 詐術による信用取引(破産法252条1項5号)

会社による詐欺的行為の場合、当該行為が会社名義で行われているので、免責判断においては、代表者(破産者)が詐術による信用取引を行なったと評価できるかが問題となる。

免責判断の実情は、破産者自身が経営し、既に破綻状態にある投資会社を使って多数の顧客から多額の投資を募ったという事例で、投資会社と破産者は一体であるとの認定の下、免責不許可決定がなされた事例を紹介している(別表4番号48)。

(5) 帳簿隠滅等の行為(破産法252条1項6号)

代表者(破産者)は、自己及び会社の帳簿を隠滅等することにより財産隠匿の発覚を回避することがあるが、破産債権者はこれらの資料にアクセスすることは困難なので、破産債権者は、帳簿隠滅等の行為を理由として免責不許可を求め、破産管財人に対し、代表者(破産者)及び会社の不当・不適切取引について具体的な情報を提供した上で、破産管財人の権限に基づき調査を依頼する必要がある。

(6) 虚偽の債権者名簿の提出(破産法252条1項7号)

会社による詐欺的行為がある場合、代表者(破産者)の破産申立ての際には、代表者(破産者)に対する詐欺行為の被害者を破産債権者から除外して債権者名簿が作成されることがある。「虚偽」に該当するかどうかについては、過失によって事実と異なる債権者一覧表を提出した場合には該当せず、債権者を害する目的で債権者名を隠匿し、又は架空の債権者名を記載する場合に限られるとする見解が有力であり(条解破産法(第3版)1726頁)、債権者名及び金額が明確ではない詐欺行為の被害者を破産債権者から除外したとしても、同条項の免責不許可事由に該当する訳ではない。なお、

故意又は過失により一部の債権者を債権者一覧表から除外するなど、事実と異なる債権者一覧表を提出した場合、債権者一覧表から除外された債権は非免責債権になると解される(破産法253条1項6号)。

(7) 破産法上の義務懈怠、手続進行妨害行為を理由とする不許可事由

代表者(破産者)の経営する会社において詐欺的行為等が認められる事案においては、代表者(破産者)において調査協力義務違反(破産法252条1項8号)、説明義務、財産開示義務、免責についての調査協力義務その他破産法上の義務違反(同11号)が認められるものがある。

免責判断の実情(続)は、①会社口座からの出金について具体的な説明又は具体的な資料の提出を拒否した事例(別表11番号65、66、70、74、75、86及び88)、②会社口座からの出金自体を管財人に説明しなかった事例(同83及び同85)を紹介している。

刑事訴訟法47条は、捜査記録を含む訴訟に関する書類は、開廷前には公にしてはならないが、例外として「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合」には公開可能であると定めている。詐欺的行為が認められる事案では、刑事事件による捜査等により隠匿資産が発見された場合、この例外規定に基づき、被害者保護の観点から破産財団に関する情報が破産管財人に対して開示され、これを契機として破産者による破産法上の義務違反が判明することがある。

このような事案で破産者に説明義務違反が認められるためには、破産管財人が破産者に対して適切な質問をしているか(破産財団の存否及び隠匿財産の可能性等に関してどこまで説明を求めていたか)が重要な要素となるので、破産管財人の破産者に対する破産財団に関するヒアリングは十分な資料に基づき網羅的に行う必要がある。

3 裁量免責について

免責不許可事由があったとしても、裁判所は、破産手続開始に至った経緯その他一切の事情を考慮して免責許可をすることが相当であると認めるときは、免責許可を決定することができる(破産法252条2項)。

裁量免責において考慮すべき事情としては、破産手続開始の決定までの事情、免責不許可事由に関する事情、債権

者側の事情、破産手続開始決定後の事情、免責許可決定のもたらす影響が挙げられる(条解破産法(第3版)1733頁)。破産管財人は、これらの事情を考慮して裁量免責の可否について意見を述べるが、破産債権者として免責不許可の意見書を提出する場合、これらの事情を考慮しても免責不相当である旨を記載する必要がある。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】